

浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会規約

（名称）

第1条 この会は、浜田市犯罪のない安全で安心なまちづくり推進協議会（以下「推進協議会」という。）と称する。

（目的）

第2条 推進協議会は、市民、関係団体、学校関係、企業、警察・行政機関等が相互に連携し、市民が安全で安心して暮らすことができ、誰もが安心して訪れることのできる浜田市の実現を目的とする。

（活動）

第3条 推進協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- （1）犯罪の防止に配慮した環境整備を促進すること。
- （2）自主防犯意識の高揚に関すること。
- （3）自主的防犯活動を推進すること。
- （4）安全で安心なまちづくりに関する情報を交換し、相互の連携を強化すること。
- （5）安全で安心なまちづくりに関する広報、啓発を実施すること。
- （6）その他目的を達成するために必要な活動に関すること。

（構成）

第4条 推進協議会は、別表1に掲げる団体等で構成する。

（役員）

第5条 推進協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、浜田市長とし、推進協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、浜田海上保安部長、浜田警察署長、浜田市議会議長、浜田市教育長、浜田商工会議所会頭、石央商工会会長とする。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき等は、あらかじめ会長が指定する副会長がその職務を代行する。

(会議)

第 6 条 推進協議会の会議は、会長が召集しその議長となる。

2 推進協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことはできない。

3 推進協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進協議会の事務局を防災安全課に置く。

(雑則)

第 8 条 この規約に定めるもののほか、推進協議会に関して必要な事項は、会長が定める。

附則

この規約は、平成 21 年 12 月 25 日から施行する。

附則（平成 22 年 4 月 1 日改正）

この規約は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附則（平成 31 年 4 月 1 日改正）

この規約は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 3 年 4 月 1 日改正）

この規約は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 5 年 4 月 1 日改正）

この規約は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則（令和 6 年 5 月 30 日改正）

この規約は、令和 6 年 5 月 30 日から施行する。

別紙 1

種 別	構 成	機 関 名	職 名
	会長	浜田市	市長
市民代表	副会長	浜田市議会	議長
		浜田市議会総務文教委員会	委員長
		浜田市連合自治協議会	会長
		旭町連合自治会	会長
		弥栄地域自治会長会	会長
		浜田市民生児童委員協議会	会長
		浜田市まちづくりセンター合同連絡会	副会長
関係団体		浜田市防犯協会	会長
		浜田市社会福祉協議会	会長
		浜田市高齢者クラブ連合会	会長
		浜田女性ネットワーク	会長
		浜田市子ども安全連絡協議会	会長
		浜田市地域安全推進委員協議会	会長
		浜田市少年補導委員連絡会	会長
		浜田市PTA連合会	会長
		浜田市保育連盟	会長
		島根県立大学	学長
学校関係		浜田市内島根県立学校	代表
		浜田市中学校長会	代表
		浜田市小学校長会	代表
		浜田市立浜田幼稚園	園長
		浜田医療センター附属看護学校	教育主事
		浜田准看護学校	学校長
		浜田ビューティーカレッジ	学校長
		リハビリテーションカレッジ島根	学校長
企業等		J R 西日本 浜田駅	駅長
		石見交通株式会社	取締役社長
	副会長	浜田商工会議所	会頭
	副会長	石央商工会	会長
		浜田宅建センター	センター長
警察等	副会長	浜田海上保安部	部長
	副会長	浜田警察署	署長
行 政		国土交通省中国地方整備局四田河川国道事務所	所長
		島根県西部県民センター	所長
		島根県浜田県土整備事務所	所長
		浜田市	副市長
	副会長	浜田市	教育長